

(平成23年8月31日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から48年3月まで
② 昭和49年10月から同年12月まで

申立期間①の国民年金保険料が未納となっているが、昭和44年4月に夫の転勤によりA県B村からC県D市へ転居した。その際、D市役所から国民年金の加入申込書のはがきを送付され、加入手続をした。その後、同市役所から納付書を送付され金融機関で納付した記憶がある。

また、申立期間②の国民年金保険料が未納となっているが、昭和49年度第4期分の領収証書を持っている。その領収証書には、第1期分から第3期分までの領収日付印の欄に「×」印が記載されているので、申立期間②は納付されていると思う。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納であることに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿（国民年金手帳記号番号払出簿として使用）及び申立人が所持している国民年金手帳により、昭和48年5月15日に払い出され、43年*月*日に遡及して国民年金被保険者資格を取得していることが確認できる。

申立期間②について、申立人は、「申立期間②前後の国民年金保険料が納付済みである上、私の夫は昭和37年4月から継続して勤務（E業務）しており、申立期間②の生活状況や収入状況はその前後と比べ特に変化は無かった。」と主張しているところ、申立人が所持している当該期間前

後の国民年金保険料納入通知書兼領収証書により、48年4月から49年3月までの期間及び50年1月から54年3月までの期間の保険料が現年度納付されていることが確認できることから、申立期間②の保険料のみを納付できなかったとする特段の事情も見当たらない。

また、申立期間②は、3か月と短期間であるとともに、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）の保険料に関する記録欄を確認すると、当該期間に係る保険料の納付日を記載後に、横線で消されているものの、当該理由が記載されておらず不明となっており、当時の行政側の記録管理における不手際がうかがわれる。

一方、申立期間①については、前記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金受付処理簿及び申立人が所持している国民年金手帳により、昭和48年5月15日に払い出され、43年*月*日に遡及して国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、当該払出時点では、申立期間①のうち44年4月から46年3月までは時効により国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる上、同年4月から48年3月までの保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、申立人及び申立人の夫は過年度保険料の納付に行った記憶は無く、特殊台帳及びオンライン記録を確認したが過年度納付を行った形跡も見られない。

また、申立人及び申立人の夫は、「国民年金保険料は市町村から送付される納付書を持って、金融機関で納付した。」と主張しているが、D市役所からは、「申立期間①のうち、昭和44年4月から46年9月までは、保険料の納付方法は、印紙検認方式であった。」との回答を得ており、当時の納付方法とは符合しない。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人及び申立人の夫が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月

私のA市臨時職員の雇用期間が昭和50年2月末に終了したため、当時、A市の職員であった母が、同年3月頃に、A市本庁窓口で、私の国民年金の加入手続をして国民年金保険料を納付したと聞いていたところ、年金事務所から申立期間の保険料が未納と回答があった。

私の年金については、全ての期間について、厚生年金保険と国民年金がつながるように手続したと母から聞いており、保険料の未納期間はないと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の国民年金に係る各種手続及び国民年金保険料の納付は、全て母が行ってきた。」と主張しているところ、申立人のオンライン記録を見ると、申立期間を除く国民年金加入期間について、保険料を全て納付している上、昭和61年1月からは国民年金付加保険料を納付、平成11年4月からは銀行口座振替により毎年度当初に当該年度の保険料を前納、同年12月からは国民年金基金制度に加入していることが確認できることから、申立人の母の国民年金に対する理解及び保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の母は、「昔のことなので詳しいことは忘れたが、息子は、昭和50年2月末で離職したため、同年3月頃に、私がA市本庁窓口で国民年金の加入手続をし、同時に国民年金保険料を納付した記憶がある。当時、私はA市職員として年金制度については十分に承知しており、息子の就職や退職に合わせてその都度手続をし、当初からA市本庁窓口で

納付、平成 11 年以降は私の銀行口座からの振替による前納で、全て期限内に納付、それ以外の方法で納付した覚えは無く、未納期間があるはずが無い。」と当時の状況を具体的に記憶している上、これまでの申立人の保険料は全て現年度納付であると主張しているところ、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿共に、申立期間を除き全ての国民年金加入期間について現年度納付であることが確認できることから、その主張に不自然さは見られない。

さらに、申立人の母は、申立期間当時、A市職員として生活は安定していたと主張しており、申立人の申立期間の国民年金保険料のみを納付できなかったとする特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から平成5年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月から平成5年5月まで

私の妻が、私の国民年金の加入手続をし、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。今となっては申立期間の保険料を納付したことを証明する資料は何も無いが、妻の年金加入記録を見ると、その妻は無職期間である昭和52年7月に国民年金に加入し、保険料を納めているにもかかわらず、私の保険料が未納となっていることは考えられないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の妻が、昭和52年の遅くとも秋頃までにはA市役所本庁又はB支所において夫婦二人分の加入手続を行ったはずである。」と主張しているものの、国民年金手帳記号番号払出簿及び氏名検索により確認したが、申立人に対し、現在まで国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無く、平成9年1月から導入された基礎年金番号制度により基礎年金番号が付番されていることを踏まえると、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人はA市から他市町村に住所変更を行っていないことが戸籍及び住民票などから確認できるなど、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、具体的な加入状況及び納付状況が不明である。

加えて、申立人及び申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立

期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 2 月頃から同年 4 月頃まで
② 昭和 47 年頃から 49 年頃まで

申立期間①当時、A県に住んでいて、B社C工場に勤務した。会社の近くには、D団地があった。その後帰郷して、申立期間②においてE社に勤務した。年金の加入記録を確認したが、これらの会社に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和 46 年 2 月頃から同年 4 月頃まで、B社C工場に勤めた。」と主張しているものの、同社が当該期間当時、加入していたF健康保険組合及びG厚生年金基金は、「申立人の氏名及び生年月日を確認したが、加入記録は確認できなかった。」と回答している。

また、H社の社史である「H社三十年の歩み」によると、「B社C工場は、昭和 43 年 12 月にA県の高速 I 号線が同社敷地内を貫通することとなり、業務続行不可能のため、同社を清算した。」との記述が見られる。

さらに、B社C工場は、昭和 46 年 4 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、商業登記簿謄本が存在せず、申立期間①当時の同社の状況を確認することができなかったほか、H社は、「B社C工場を継承した事業所は無いと思われる。たとえ継承した事業所があったとしても、貸金台帳等の関係資料は保存期限を過ぎているので、廃棄していると思う。」と供述しており、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて、関連資料及び具体的な証言を得ることはできなかった。

加えて、B社C工場に係る事業所別被保険者名簿を確認したところ、昭和43年11月5日以降に厚生年金保険被保険者資格を取得した者は無く、申立期間①において、同社で厚生年金保険に加入している者は二人いるものの所在不明のため、申立てを裏付ける証言を得ることはできなかった上、申立人の申立期間①における雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人の業務に関する具体的な記憶及び申立人が記憶するE社の所在地は、同社の商業登記簿謄本による所在地と一致していることから、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、E社は、「申立期間当時の関係資料が無いため、申立人の在籍及び厚生年金保険料控除等は不明である。また、当時の経理担当者の氏名も確認できない。」と回答しており、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて、関連資料及び具体的な証言を得ることはできなかった。

また、申立期間②において、E社で厚生年金保険被保険者資格を取得している元従業員6人から聴取したが、申立人のことを覚えている者はいないことから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、具体的な証言は得られなかった。

さらに、上記6人は雇用保険の加入記録が確認できるところ、当該加入記録は、おおむねオンライン記録と一致している一方で、申立人の申立期間②に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。